

令和4年度

下水道使用料等の

適正水準の確保

【下水道事業とは】

◆家庭の台所やトイレ、工場から排出される汚水は、下水管に流れこみ、終末処理場で浄化処理され、河川に放流される

◆下水道事業とは、これらの汚水を適切に運び処理するため、**公営企業**により運営する事業である

【公営企業とは】

- ◆ 料金収入による独立採算制を原則とし、地方公共団体が一般会計とは別に設置、経営する事業を行う企業のこと
 - ※利用者からの使用料により運営する
- ◆ 公共の福祉の増進を大きな目的とする



- 地方公共団体が行うことで、市民生活に不可欠なサービスを安定的・継続的に供給
- 民間では困難な巨額の施設整備や長期間での費用回収が可能

【課題と国の動向】

- ◆整備した施設等の老朽化に伴い、更新投資が増大
- ◆人口減少等に伴い、使用料収入が減少し、経営環境が悪化



★国が求める取組み

- 公営企業会計の適用⇒令和2年4月に適用済
- 使用料の見直し ⇒令和5年1月から見直し

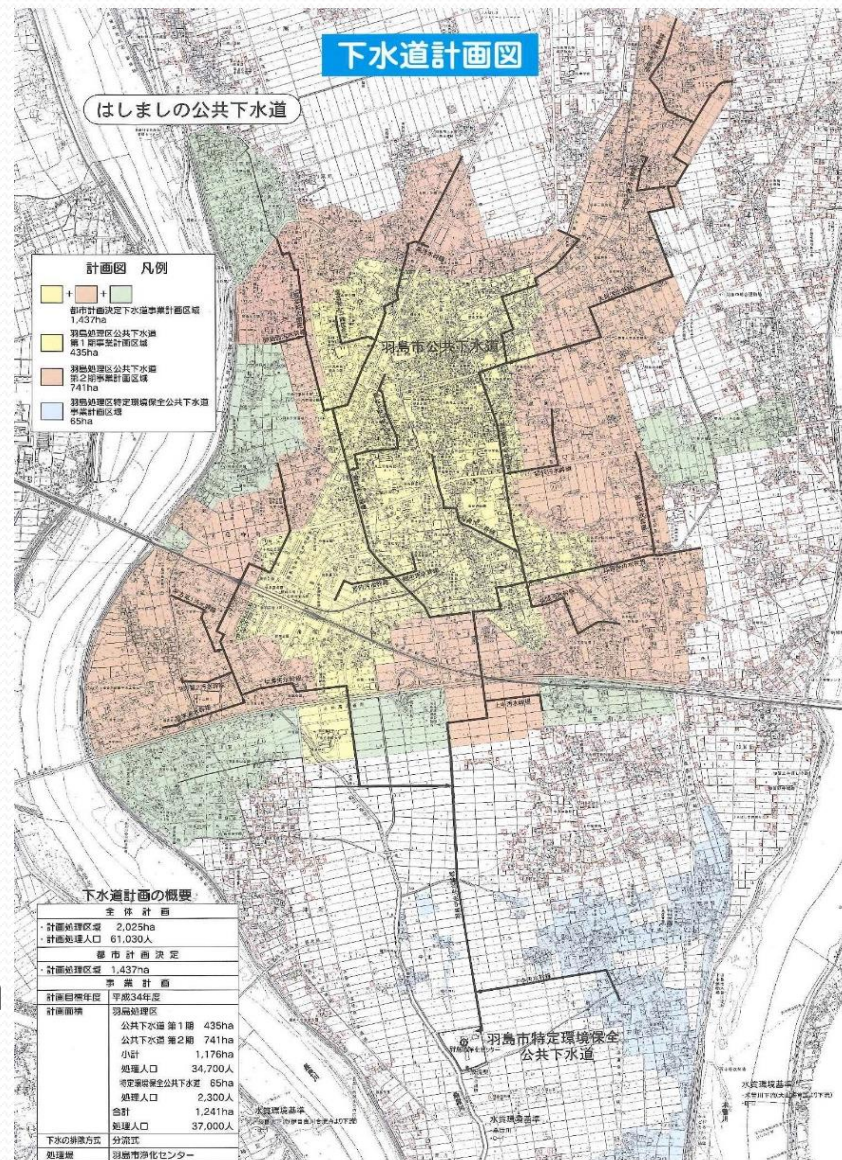
【市の現状と取組み】

◆平成3年より下水道を整備し、平成12年4月に供用開始

◆令和4年現在では、
下水道整備率※¹は約7割
 となり、2.4万人の方々
が下水道を利用※²

※¹ 下水道整備率 = 1,022ha ÷ 1,502ha

※² 下水道処理区域内人口 約7割の方



【市の現状と取組み】

◆使用料適正化への取組

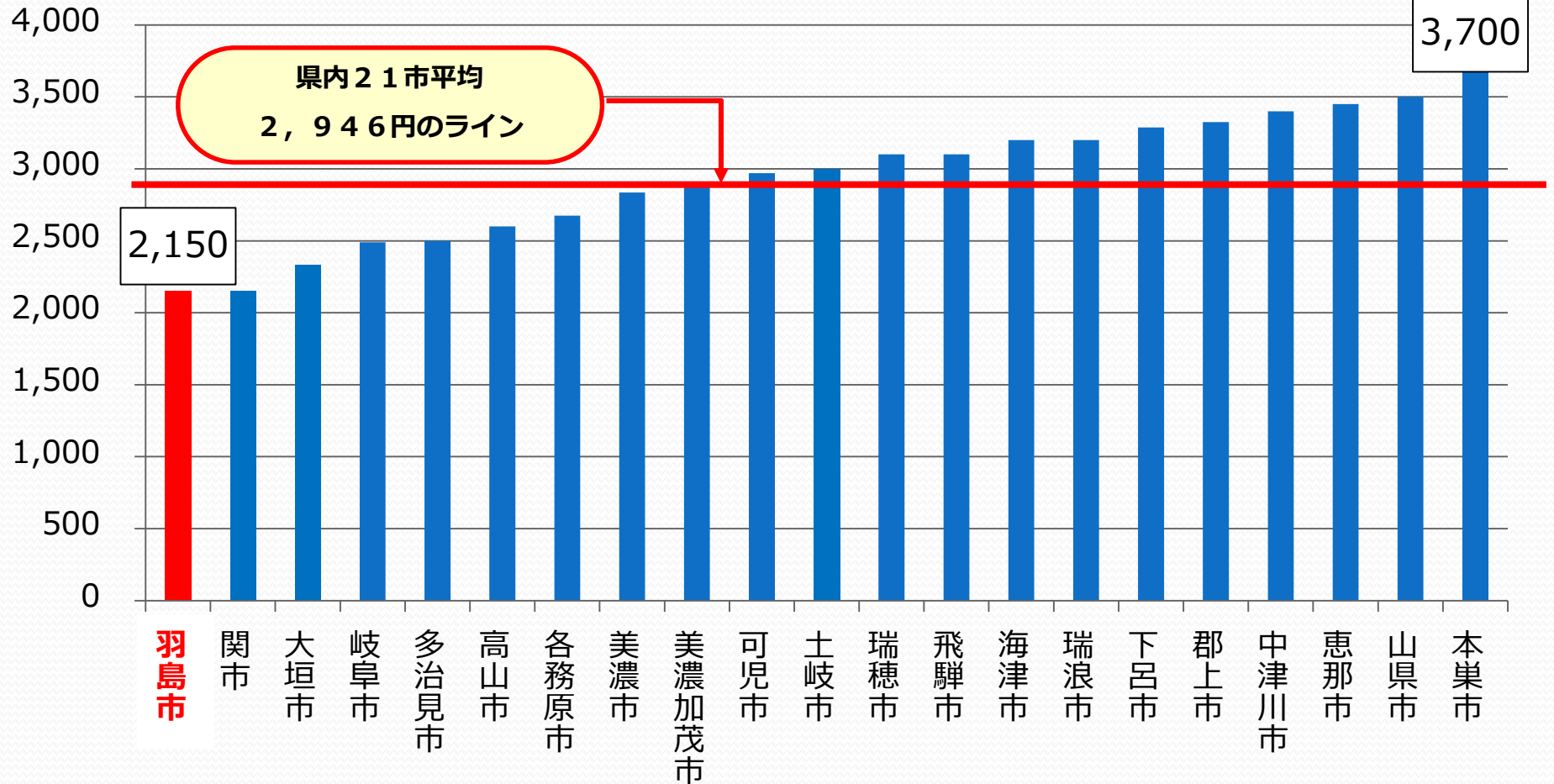
- 公営企業会計が導入され、詳細な経営状況の把握が可能となった
- 使用料は、消費増税に伴う改定を行ったのみ
- 汚水処理費は年々増加しており、使用料のみですべてを賄えていない

⇒これまで、一般会計から税金の補填により使用料を抑えてきました

※国からは、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入等で賄っている地方公共団体にとっては、早急に使用料の適正化に取組み、経営にあたるよう通知されている（全国平均の3,000円/20m³を推奨）

【下水道使用料】

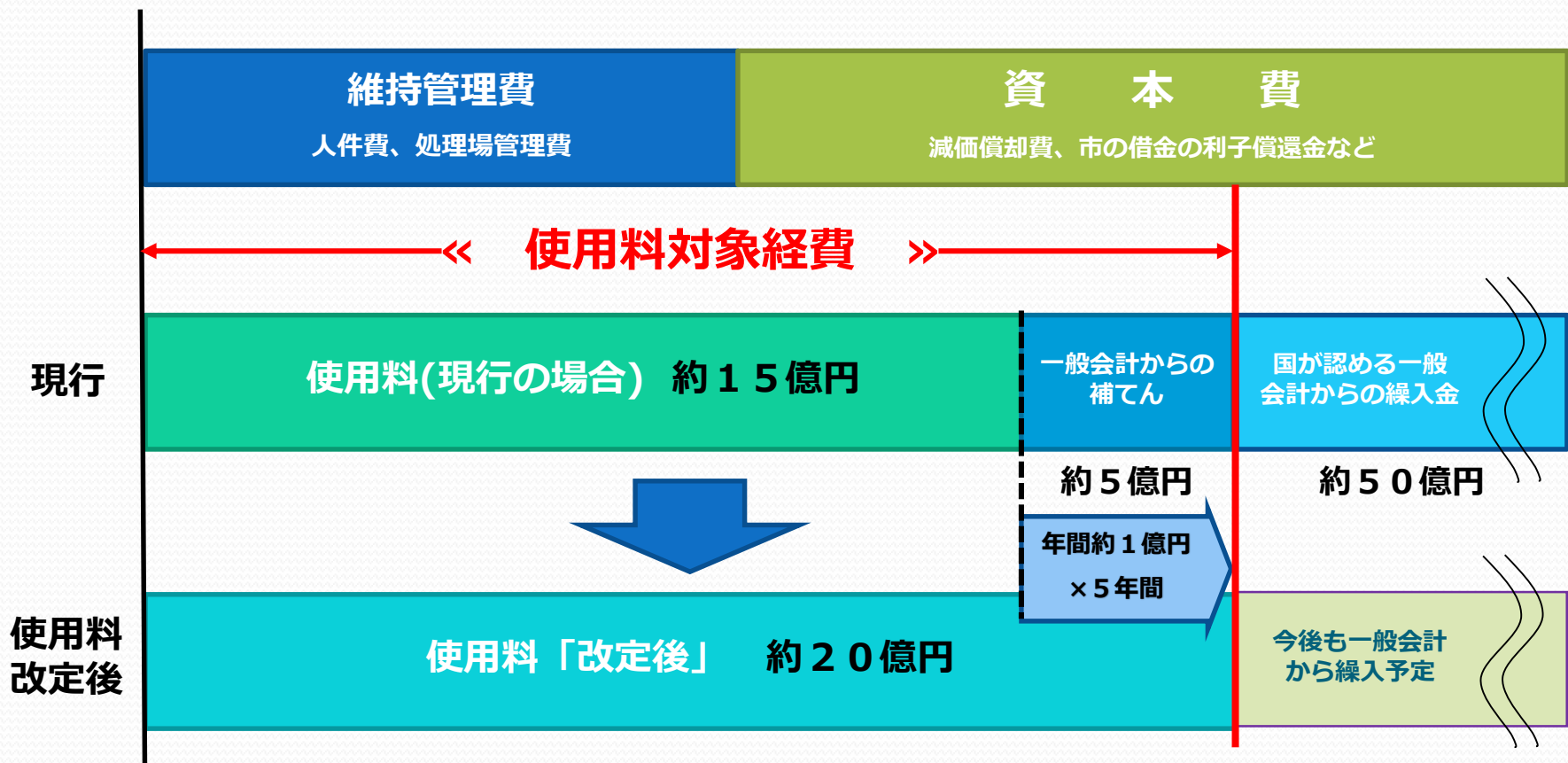
県内市下水道使用料比較（一般家庭用：1ヶ月20m³使用）



※羽島市は、県内21市中で21位

【使用料収入が不足】

下水道事業の財源構成【運営に要する費用 R3~R7の見込み】



▶ 経費回収率 74% ➡ 100%へ

【使用料改定の必要性の確認】

◆浄化センターは、処理水量の増加に伴う施設増設、老朽化等による維持管理費の増加が見込まれる

◆使用料収入は、人口減少や節水機器の普及等により、1軒当たりの使用料は、減少傾向となり、下水道事業経営は厳しい状況



※令和3年度～7年度の5年間で、一般会計からの税金による補填が、約5億円（年間約1億円）となる見込み

【使用料改定の方針】

- ▶ **持続可能な事業経営のための資金確保**
- ▶ **一般会計からの補てん額の解消**
(基準外繰入金の解消)
- ▶ **早急な独立採算の達成**

◆令和5年1月から 新しい料金体系

現 行 : 基本料金 10m³まで1,100円 2,150円/20m³
従量料金 10m³を超え1m³毎に105円

改 定 : 基本料金 10m³まで1,530円 3,000円/20m³
従量料金 10m³を超え1m³毎に147円

(※すべて税抜き金額)

◆使用料の減額措置

●使用料の適正化を図ると、改定率は約4割となり、市民生活への影響が大きくなるため、急激な使用料増加の抑制を図る



▶減額措置の方針

羽島市独自の減額措置（激変緩和措置）として、水道基本料金860円/月の半額（430円/月）を2年間、減額する

◆使用水量の目安と改定率

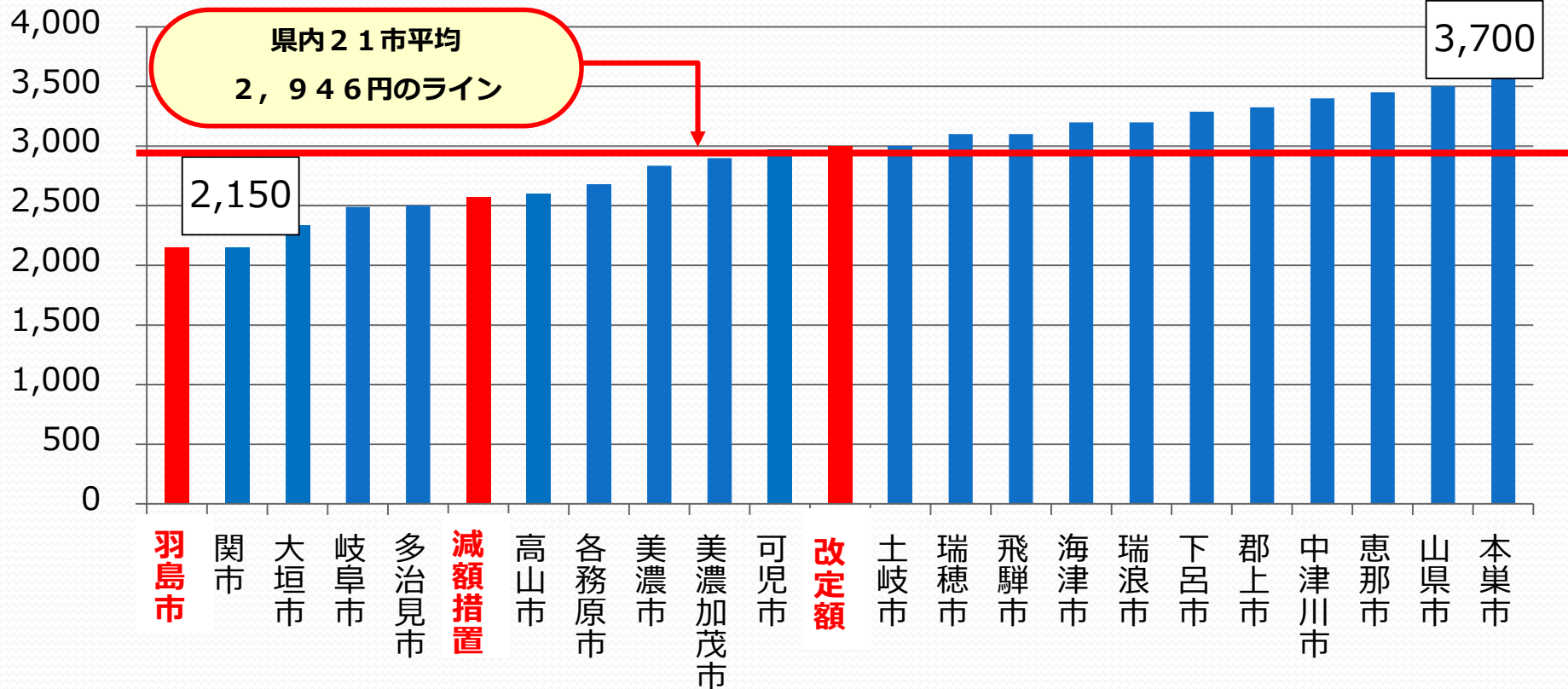
(税抜き)

| | 現 行 | 改定後 | 減額措置中 |
|---|--------|-----------------|-----------------|
| 一人暮らしの方 <u>10m³</u> まで | 1,100円 | 1,530円 39.1% | 1,100円 0.0% |
| 標準的なご家庭 <u>20m³</u> (2~3人) | 2,150円 | 3,000円 39.5% | 2,570円 19.5% |
| 世帯人数の多い ご家庭 <u>30m³</u> (4~5人) | 3,200円 | 4,470円 39.7% | 4,040円 26.3% |

※減額期間：2年間

【下水道使用料の比較】

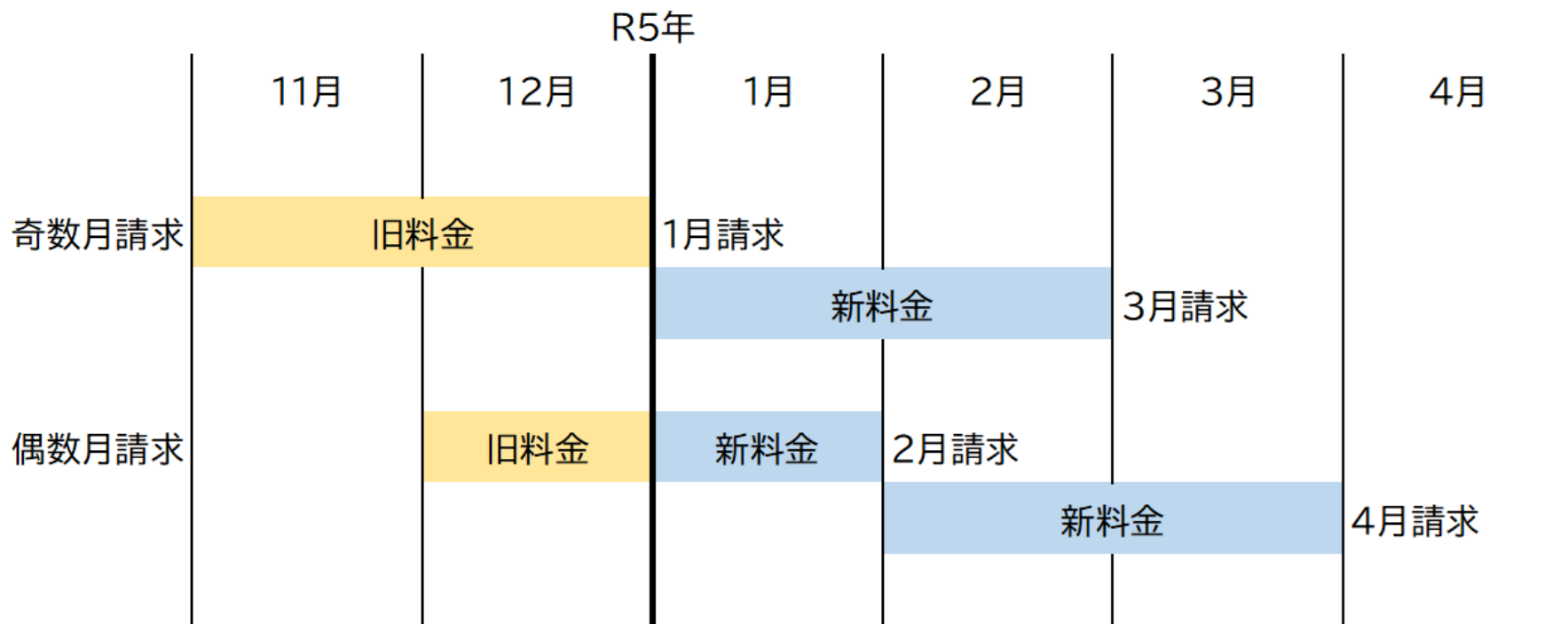
県内市下水道使用料比較（一般家庭用：1ヶ月20m³使用）



▶改定額では、**21位から11位**となる

▶減額措置の期間では、**17位**となる

◆新料金への移行



【排水設備検査手数料の徴収】

- 排水設備検査とは、民地内の排水設備が適切に完了しているかを職員が現地確認するもの

過去3年間の検査実績：年平均337件

(R3年：403件、R2年：286件、R元年：323件)

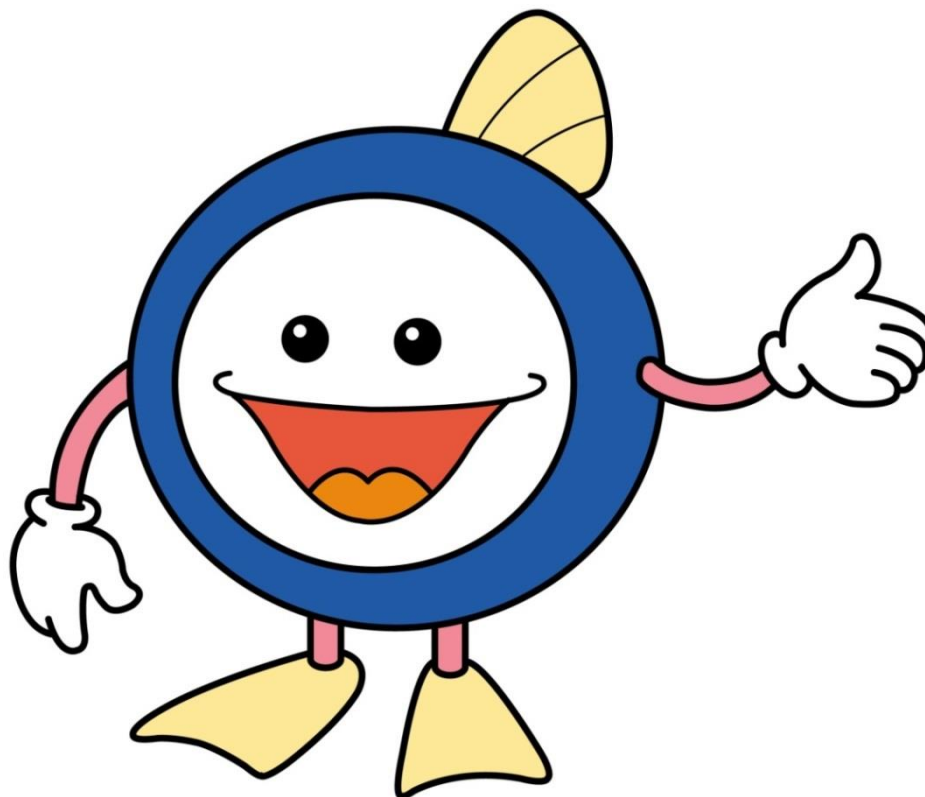
- 県内他市の状況（7市で検査手数料徴収）

岐阜市5,000円、大垣市400円、多治見市1,000円、
関市1,000円、中津川市1,000円、恵那市1,000円、
下呂市2,000円

- 水道事業では実施済み：検査手数料500円

⇒検査手数料として新たに500円／件を徴収

ご清聴ありがとうございました



スイスイ